

## 労働者派遣法改正についてのお知らせ

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、お受け出来るお仕事の条件が一部変更になりました。下記のとおりご案内申し上げます。

### 1. 離職後1年以内の派遣禁止

- ◆ 正社員、契約社員、パート等、雇用形態は問わず、過去1年以内に社員として働いていた派遣先企業等が派遣禁止の対象になります。
- ◆ 派遣先企業等の全ての事務所・事業所が禁止の対象となります。

※グレート長野よりご案内した派遣予定先企業に過去1年以内に直接雇用の社員として働いていた場合は、必ず、グレート長野担当者にご申告ください。

※万一、派遣開始後になって、その派遣先に過去1年以内に社員として働いていたことが判明した場合は、雇用契約は即時に終了となってしまいます旨ご了承ください。

### 2. 日雇派遣の原則禁止

今回の改正で、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者(日雇労働者)についての労働者派遣が原則禁止になりました。

#### ■ 日雇・短期派遣が禁止されない派遣業務

- ①ソフトウェア開発
- ②機械設計
- ③事務用機器操作
- ④通訳・翻訳・速記
- ⑤秘書
- ⑥ファイリング
- ⑦調査
- ⑧財務処理
- ⑨取引文書作成
- ⑩デモンストレーション
- ⑪添乗
- ⑫受付・案内
- ⑬研究開発
- ⑭事業の実施体制の企画・立案
- ⑮書籍等の制作・編集
- ⑯広告デザイン
- ⑰OAインストラクション
- ⑱セールスエンジニアの営業、金融商品の営業

#### ■ 日雇・短期派遣禁止の例外要件

- ①60歳以上である
- ②学校教育法の学校(専修学校・各種学校を含む)の学生又は生徒(定時制の課程の在学者等を除く)で、次の(1)～(5)のいずれにも該当しない
- ③副業として派遣就業する場合で、かつ、本業の年間収入の額が500万円以上である場合
- ④主たる生計者でなく、世帯の年間収入の額が500万円以上である場合

[労働者派遣法の改正点に関して詳しく知りたい方は、厚生労働省HPをご確認ください。](#)